

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

住民基本台帳制度は、昭和42年に制定されて以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に大きく寄与してきたところです。

また、住民基本台帳は、住民票の写しの発行等により住民の居住関係を公証する重要な役割を担っており、市町村の住民に関する事務の処理の基礎ともなっています。

しかし、住民基本台帳は、住民の住所、氏名、生年月日など多くの個人情報を取り扱うことから、従事する職員等においては、地方公務員法はもとより個人情報の保護に関する法律、座間市個人情報保護条例等の個人情報保護に関する関係法令を順守するとともに、組織として個人情報の管理体制を明確にし、人的・物理的セキュリティ、不正アクセス等に対する対策を策定し、履行し、常に見直しを行うことにより、個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

評価実施機関名

座間市長

公表日

令和4年3月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

	<p>ICカード(個人番号カード)、IDカード(座間市民カード)の暗証番号の登録等、カード情報の管理を行う。</p> <p>5 他システム連携機能 証明書自動交付システム(コンビニ交付)との連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (証明書自動交付システム)</p>
システム4	
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットの内の構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内のCS部分(統合端末を含む。)について記載する。</p>
②システムの機能	<p>1 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を基にCSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届を受けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4 本人確認情報検索 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合わせを検索キーとして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面に表示する。</p> <p>5 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が住基ネット都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び住基ネット全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7 送付先情報通知 機構による個人番号の通知に係る事務において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	<p>情報連携システム</p>

<p>②システムの機能</p>	<p>1 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)の機能</p> <p>(1) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。 各業務システムからの統合宛名番号要求に対し、同番号を付番し、各業務システム及び中間サーバに返却する。</p> <p>(2) 宛名情報等管理機能 情報連携システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。</p> <p>(3) 情報提供機能 各業務システムからの番号法別表第2の規定に基づく提供業務情報を受領し、中間サーバへ送信する。</p> <p>(4) 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示等を行う。</p> <p>(5) 符号要求 統合宛名番号とひも付く情報提供に用いる個人の識別子である符号の要求を中間サーバに送信する。中間サーバから返却された処理通番を住基GWへ送信する。</p> <p>2 中間サーバの機能</p> <p>(1) 符号管理機能 符号と統合宛名番号をひも付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>(2) 情報紹介機能 他の情報保有機関が保有する特定個人情報に照会するため、情報提供ネットワークを介して、情報照会及び情報提供の收受を実施する。</p> <p>(3) 情報提供機能 他の情報保有機関からの情報紹介を受け、情報提供ネットワークを介して、情報照会の收受及び当該特定個人情報を提供する。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 各業務システムとの間で情報紹介、情報提供の内容について連携する。 中間サーバ端末からの要求に基づき、番号連携サーバと連携し必要なデータを表示する。</p> <p>(5) 情報提供記録管理機能 特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理する。</p> <p>(6) データ送受信機能 情報紹介・提供、情報提供記録、符号取得のための情報等に関するデータを送受信する。</p> <p>(7) 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員の権限に基づいた各種機能、アクセス制御を行う。</p> <p>3 座間宛名システムの機能</p> <p>(1) 既存住基システム副本管理機能 既存住基システム保有情報の副本を管理し、各業務の問合わせに対応する。</p> <p>4 各宛名システムの機能</p> <p>(1) 庁内システム連携機能 既存住基システム保有情報の副本及び異動情報を管理し、庁内他のシステムへ該当者の異動情報を送信する。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル(証明発行用ファイルを含む。)(2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 番号法 <ul style="list-style-type: none"> 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2 住基法(平成25年5月31日法律第28号施行時点) <ul style="list-style-type: none"> 第1条(目的) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第9条(住民票の記載等のための市町村間の通知) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求による住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第21条の4(住民としての地位の変更に関する届出の原則) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(総務大臣) <p><別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 ()は、上記総務省命令の条項を示す。 1(1)、2(2)、3(3)、4(4)、6(6)、8(7)、9(8)、11(10)、16(12)、18(13)、20(14)、23(16)、27(20)、31(22)、34(22の3)、35(22の4)、37(23)、38(24)、39(24の2)、40(24の3)、42(25)、48(26の3)、53(27)、54(28)、57(31)、58(31の2)、59(31の3)、61(32)、62(33)、66(37)、67(38)、70(39)、74(40)、77(41)、80(43)、84(43の3)、85の2(43の4)、91(44の2)、92(45)、94(47)、96(48)、97(49)、101(49の2)、106(53)、107(54)、108(55)、111(56)、112(57)、113(58)、114(59)、116(59の2)、117(59の2の3)、120(59の3)の項</p> <p><別表第2における情報照会の根拠> なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル(証明発行用ファイルを含む。)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録された者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者の保存期間に係る住民票の除票に記載されている者を含む。
その必要性	住基法第1条(目的)の規定により、住民基本台帳を作成し、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号カード情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基法第7条に規定された住民基本台帳の記載事項(基本事項)で、住民の居住関係の公証を行う等住民の事務処理の基礎とする。 ・ その他識別情報 システム内本人識別情報検索キー等として使用する。 ・ 医療保険、児童福祉・子育て、介護・高齢者、年金関係情報 住基法第7条に規定された住民基本台帳の記載事項(個別事項)で、各種行政の事務処理の基礎とする。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日
⑥事務担当部署	市民部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (国保年金課等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務省) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (転出確定・戸籍通知(住基法第9条第1項及び第2項通知) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構へ個人番号の取得要求 住基ネットCSから転出証明書情報を入手、異動届出書、転出証明書)							
③使用目的 ※		住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録と居住関係の公証を行う。							
④使用の主体	使用部署	市民部戸籍住民課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		1 住民基本台帳への個人番号の記載及び住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載(本人確認情報の更新情報を県知事に通知) 2 本人への個人番号の通知(個人番号通知書の発行を行う機構への情報提供) 3 再転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用(本人確認情報ファイル検索) 4 番号法第9条の規定に基づく個人番号の利用のため							
情報の突合		1 窓口業務において本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で検索を行う。(上記1,2) 2 再転入者が転出などで削除されている者の個人番号と突合し、同一人であることを識別する。(上記3) 3 本人確認情報ファイルの内容が県・機構保存本人確認情報ファイルと整合していることを確認するため、県サーバ、全国サーバへ整合性確認用本人確認情報を提供する。							
⑥使用開始日		平成27年10月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	住民記録システム(住民記録、住基GW、GW証明発行の各システム)の運用保守	
①委託内容	住民記録システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書の提出を受けて再委託先、再委託の理由等を審査
	⑥再委託事項	住民記録システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託事項2	住基法等の関連法令の改正に伴うシステム改修	
①委託内容	法令の改正に対応したシステム改修	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (26) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (15) 件 [] 行っていない
提供先1	「(別紙1)提供先一覧」に記載
①法令上の根拠	「(別紙1)提供先一覧」に記載
②提供先における用途	「(別紙1)提供先一覧」に記載
③提供する情報	個人番号、住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第8号別表第2第2欄の事務における申請、届出等に係る住民
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	番号法第19条第9号で規定する条例事務関係情報照会者
①法令上の根拠	番号法19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)、各自治体における条例
②提供先における用途	番号法第19条第9号の個人情報保護委員会規則で定める事務
③提供する情報	番号法第19条第9号の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第9号の個人情報保護委員会規則で定める事務における申請、届出等に係る住民
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	都道府県及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報の記載内容(当該提供情報と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	個人番号、住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満</small>

	4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤ 提供する情報の対象となる 本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同一
⑥ 提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦ 時期・頻度	必要に応じて随時(年1回程度)

移転先1	「(別紙2) 移転先一覧」に記載
①法令上の根拠	「(別紙2) 移転先一覧」に記載
②移転先における用途	「(別紙2) 移転先一覧」に記載
③移転する情報	個人番号、住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	番号法第9条第1項別表第1下欄の事務に係る住民
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 () [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	(1) 座間市における措置 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 (2) 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ・ データセンターを設置しており、センターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・ 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者(死亡による削除者を除く。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・ 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日
⑥事務担当部署	市民部戸籍住民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (自部署)
	[<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ

②入手方法		[] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民記録システム)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民部戸籍住民課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> 住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードを基に突合する。 個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードを基に突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月4日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		住基ネットCSの保守・運用
①委託内容		住基ネットCSのパッケージアプリケーション等保守作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書の提出を受けて再委託先、再委託の理由等を審査
	⑥再委託事項	住基ネットCSのパッケージアプリケーション等保守作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1		都道府県
①法令上の根拠		住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途		市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を基に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する

②提供先における用途	<p>確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機密に通知する。</p> <p>・ 住基法に基づき、本人確認情報の提供及び利用等を行う。</p>
③提供する情報	個人番号、住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者(死亡による削除者を除く。)を含む</p>
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者(死亡による削除者を除く。)を含む。</p>
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(機械警備及び生体認証)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)ただし、死亡による消除者を除く。
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード命令第7条(個人番号の通知)に基づき、通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、区域内の住民の申請により個人番号カードを交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知書送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号カード命令第36条第1項及び第2項(機構への通知)の規定に基づき、送付先住所等の情報を機構への通知する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請者の送付先情報)
その妥当性	・ 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・ その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し、機構が処理する事務)及び第23条の3(個人番号カードの発行)の規定に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、同命令第36条第1項及び第2項(機構への通知)の規定により個人番号カード券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を機構への通知する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民部戸籍住民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
	[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 ()

①入手元 ※		[] 行政機関・独立行政法人等 () [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (自部署)
②入手方法		[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し、機構が処理する事務)及び第23条の3(個人番号カードの発行)の規定に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、同命令第36条第1項及び第2項の規定により個人番号通知書等の記載事項及び交付申請書等の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民部戸籍住民課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し、機構が処理する事務)に基づいて処理を行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
情報の突合		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] (1) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		住基ネットCSの保守・運用
①委託内容		住基ネットCSパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書の提出を受けて再委託先、再委託の理由等を審査
	⑥再委託事項	住基ネットCSパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1		地方公共団体情報システム機構
個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し、機構が処理する事務)及び第23条の3(個人番号カードの発行)の規定に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、同命令第36条第1項及び第2項の規定により個人番号通知書等の記載事項及び交付申請書等の送付先情報を提供するため。		

①法令上の根拠	個人番号カード印字第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カード)に関し機構が処理する事務)、同命令第23条の3(個人番号カードの発行)及び同命令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カード)に関し、機構が処理する事務)、同命令第23条の3(個人番号カードの発行)及び同命令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づき個人番号カードの発行、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④ 記録される項目」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)ただし、死亡による消除者を除く。
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル(証明発行用ファイルを含む。)

1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名情報(住民基本台帳記載者のカナ、漢字、英字氏名)、4 外国人通称、5 生年月日、6 性別、7 続柄、8 住民となった日、届出日、9 世帯主名、10 現住所情報、11 住所を定めた年月日、届出日、住定事由、12 前住所情報、13 転出先情報、14 本籍地、15 筆頭者名、16 備考(住民票備考)、17 消除日、消除届出日、消除事由、18 国籍、19 外国人住民となった日、届出日、20 在留情報(在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号)、21 住民票コード、22 個人番号、23 国保資格情報、24 国民年金資格情報、25 児童手当資格情報、26 介護資格情報、27 後期高齢資格情報

(2) 本人確認情報ファイル

1 住民票コード、2 漢字氏名、3 外字数(氏名)、4 ふりがな氏名、5 清音化かな氏名、6 生年月日、7 性別、8 市町村コード、9 大字・字コード、10 郵便番号、11 住所、12 外字数(住所)、13 個人番号、14 住民となった日、15 住所を定めた日、16 届出年月日、17 市町村コード(転入前)、18 転入前住所、19 外字数(転入前住所)、20 続柄、21 異動事由、22 異動年月日、23 異動事由詳細、24 旧住民票コード、25 住民票コード使用年月日、26 依頼管理番号、27 操作者ID、28 操作端末ID、29 更新順番号、30 異常時更新順番号、31 更新禁止フラグ、32 予定者フラグ、33 排他フラグ、34 外字フラグ、35 レコード状況フラグ、36 タイムスタンプ、37 旧氏 漢字、38 旧氏 外字数、39 旧氏 ふりがな、40 旧氏 外字変更連番

(3) 送付先情報ファイル

1 送付先管理番号、2 送付先郵便番号、3 送付先住所 漢字項目長、4 送付先住所 漢字、5 送付先住所 漢字 外字数、6 送付先氏名 漢字項目長、7 送付先氏名 漢字、8 送付先氏名 漢字 外字数、9 市町村コード、10 市町村名 項目長、11 市町村名、12 市町村郵便番号、13 市町村住所 項目長、14 市町村住所、15 市町村住所 外字数、16 市町村電話番号、17 交付場所名 項目長、18 交付場所名、19 交付場所名 外字数、20 交付場所 郵便番号 項目長、21 交付場所住所 項目長、22 交付場所住所、23 交付場所住所 外字数、24 交付場所電話番号、25 カード送付場所名 項目長、26 カード送付場所名、27 カード送付場所名 外字数、28 カード送付場所郵便番号、29 カード送付場所住所 項目長、30 カード送付場所住所、31 カード送付場所住所 外字数、32 カード送付場所電話番号、33 対象となる人数、34 処理年月日、35 操作者ID、36 操作端末ID、37 印刷区分、38 住民票コード、39 氏名 漢字項目長、40 氏名 漢字、41 氏名 漢字 外字数、42 氏名 かな項目長、43 氏名 かな、44 郵便番号、45 住所 項目長、46 住所、47 住所 外字数、48 生年月日、49 性別、50 個人番号、51 第30条の45の規定区分、52 在留期間の満了の日、53 代替文字変換結果、54 代替文字氏名 項目長、55 代替文字氏名、56 代替文字住所 項目長、57 代替文字住所、58 代替文字氏名位置情報、59 代替文字住所位置情報、60 外字フラグ、61 外字パターン、62 旧氏 漢字、63 旧氏 外字数、64 旧氏 ふりがな、65 旧氏 外字変更連番、66 ローマ字 氏名、67 ローマ字 旧氏

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル(証明発行用ファイルを含む。)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置(データ入力時) <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住基システムへの本人確認情報の登録・更新の際に、窓口において届出・申請の内容及び届出・申請人の本人確認(身分証明書等)を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努めている。 2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置(データ検索時) <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、次の措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・ 他の業務から住民基本台帳ファイルを利用する場合は、個人番号が含まれないファイルのみを提供する。 ・ 個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ実施手順書(以下「手順書」という。)に定めるリスク対策 座間市情報セキュリティポリシーに基づき、住民基本台帳システムの「情報セキュリティ実施手順書」を定めている。「人的セキュリティ」として、情報資産の目的外使用の禁止、サーバ等関連機器の情報システム管理者が指名した者以外の操作を禁止している。また、「技術的セキュリティ」としては、アクセスが許可された職員へ操作権限と利用者IDを付与する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・ 他業務からアクセスされる、住民情報の基本情報を保持する住民マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 手順書に定めるリスク対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な入出力帳票は盗難、漏えい、き損及び滅失の防止のため、入退出管理がされ防火設備が設置された部屋に保管する。 2 利用者ID等によるリスク対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異動又は退職した職員の利用者IDは速やかに削除する。 ・ 住民基本台帳システムを利用する必要がある職員、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。	

する措置

- 1 不適切な方法及び誤った相手に提供・移転が行われるリスク対策
 - ・ 特定個人情報の提供・移転において、相手方(CS、他業務サーバ)と住基サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はされないことがシステム上、担保される。
 - ・ 特定個人情報の移転において、他課職員が操作できる業務端末、統合端末を限定しており、操作権限を付与した職員については、利用者ID、パスワード、生体認証(統合端末に限る)により厳格に制限している。
- 2 誤った情報を提供することへのリスク措置
 - ・ システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。
 - ・ 本人確認情報に変更が生じた際には、既存システムへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。
- 3 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
 - ・ 相手方(都道府県サーバ)と市町村CS間の通信は相互認証を行い、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 番号連携サーバのソフトウェアにおける措置 ・ 番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 2 番号連携サーバの運用における措置 ・ 番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 3 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ・ 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトした職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 4 中間サーバの運用における措置 ・ 中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ・ 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ・ 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・ 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1 人的セキュリティ対策 ・ 情報セキュリティ管理者の許可なく、端末のセキュリティ機能の変更設定、ソフトウェアのインストール又は機器の増設、変更をしてはならない。 2 物理的セキュリティ対策 ・ システムでのLANケーブルの配線は、床下又は天井等での配線とする。 3 運用・管理におけるリスク対策 ・ ウイルス対策ソフトを使用する。パターンファイルは、日々更新する。 ・ ウイルスに感染又は感染した可能性がある端末は、ネットワークから速やかに切り離し、感染の拡大を防ぐ。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			

再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>1 既存住基システムにおけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。 <p>2 ディスク交換時等におけるリスク対策(中間サーバ共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者及びリース物件の返還時において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である </p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 情報システムに障害又は侵害、情報資産の漏えい等(以下「不正行為」という。)が発生した場合における連絡、証拠保全、被害拡大の防止等に必要な措置を迅速かつ円滑に実施し、再発防止の措置を講じるための緊急時対応計画書等を定め、実行する。</p> <p>(1) 情報セキュリティ緊急時対応計画書によるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム、セキュリティ等に関する管理者を定める管理体制の整備 ・ 不正行為の分類と脅威度の判定及び脅威度に基づく対応を規定 ・ 緊急連絡網の整備 <p>(2) 情報セキュリティ障害対応手順書によるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム障害、不正アクセス、情報漏えいへの対応手順としてインシデントの分類、事象確認、初期対応、復旧作業、復旧後の措置を規定 ・ 障害時の緊急連絡網を整備 <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1 定期研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しく配属になった職員の技能の取得及び担当職員(フルタイム・パートタイム会計年度任用職員を含む。)の技能向上とセキュリティポリシーの遵守を図るために、定期研修を行う。 <p>2 随時研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの変更、法改正等により必要と認められる時に、随時研修を行う。
10. その他のリスク対策	
<p>1 物理的セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーバ等の重要機器は、重要機械室に設置する。 ・ システムで使用する電源は無停電電源装置とし、サーバ等の機器は予備電源を備える。 ・ システムで使用する配線は床下又は天井での配線とする。 ・ サーバはRAID構成とし、現用機(メインサーバ)に障害が発生した場合は速やかに交替機(セカンダリーサーバ)に移行できる機器構成とする。 <p>2 技術的セキュリティ対策及び運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データファイルは日々異動情報のバックアップを取得し、月1回フルバックアップを取得する。 ・ システム改修等において必要と認められる時は、データ及びシステムのバックアップデータを作成する。 <p>3 コンピュータウイルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が配信するウイルス対策ソフトを適用する。 ・ 端末がウイルスに感染したと思われる現象を発見したときは、ネットワークから速やかに切り離す等適切な措置を講じる。 <p>4 中間サーバー・ソフトウェアにおけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供機能※により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ※情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ・ 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・ 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・ セキュリティ管理機能※により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ※暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ・ 情報提供データベース管理機能※により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ※特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 ・ 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>5 中間サーバー・プラットフォームにおけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	座間市 総務部 文書法制課 情報公関係 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144(直通)
②請求方法	<ul style="list-style-type: none">・ 座間市個人情報保護条例第19条の規定により、書面の提出により開示の請求を行う。・ 個人情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。ただし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	座間市 市民部 戸籍住民課 窓口係 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8083(直通)
②対応方法	電話、メールによる問合せ。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	対象外のため実施せず。
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	対象外のため実施せず。
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	様式変更に伴う再評価			事前	
令和1年10月1日	I 5②法令上の根拠	<別表第2における情報提供の根拠>に変更後の記載の内容を追加	97(49)	事前	
令和1年10月1日	(別紙1)提供先一覧	連番42を追加	(提供先) 都道府県知事 (法令上の根拠) 番号法別表第2項番97 (提供先における用途) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する事務	事前	
令和1年10月1日	(別紙1)提供先一覧	連番42以降の番号を順次変更		事前	
令和3年4月1日	I-1.-②事務の内容	また、住基法に基づく付帯事務として、個人番号通知カード及び個人番号カードの交付事務、各種証明書のコンビニ交付に係る利用者登録事務、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を構築し、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して運用している。… …なお、⑩の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条の規定により機構に事務の一部を委任する。	また、住基法に基づく付帯事務として、個人番号通知及び個人番号カードの交付事務、各種証明書のコンビニ交付に係る利用者登録事務、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を構築し、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して運用している。… …なお、⑩の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号、以下「個人番号カード省令」という。)第35条の規定により機構に事務の一部を委任する。	事後	法令改正
令和3年4月1日	I-2.-システム1-②システムの機能	6 個人番号通知カードの交付 通知カードの作成等に必要な個人情報を事務を委任する機構へ送信する。	6 個人番号の通知 個人番号の通知等に必要な個人情報を事務を委任する機構へ送信する。	事後	法令改正
令和3年4月1日	I-2.-システム3-②システムの機能	5 他システム連携機能 証明書自動交付システム(コンビニ交付)、ICカード標準システムとの連携を行う。	5 他システム連携機能 証明書自動交付システム(コンビニ交付)との連携を行う。	事後	現行仕様
令和3年4月1日	I-2.-システム3-③他のシステムとの接続	[○]その他(証明書自動交付システム、ICカード標準システム等)	[○]その他(証明書自動交付システム)	事後	現行仕様

令和3年4月1日	I-2.-システム4-②システムの機能	4 本人確認情報検索 氏名、住所、性別、生年月日の組合わせを検索キーとして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面に表示する。	4 本人確認情報検索 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合わせをキーとして本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面に表示する。	事後	現行仕様
令和3年4月1日	I-2.-システム4-②システムの機能	7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、……	7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、……	事後	法令改正
令和3年4月1日	II-(1)-3-⑤使用方法	2 本人への個人番号の通知(通知カードの発行を委任する機構への情報提供)	2 本人への個人番号の通知(個人番号通知書の発行を委任する機構への情報提供)	事後	法令改正
令和3年4月1日	II-(1)-3-⑤使用方法情報の突合	1 窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で検索を行う。(上記1、2)	1 窓口業務において本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で検索を行う。(上記1、2)	事後	法令改正
令和3年4月1日	II-(1)-6保管場所	(2) 中間サーバ・プラットホームにおける措置 ・ データセンターを設置しており、センターへの入館及びサーバ室への入館を厳重に管理する。	(2) 中間サーバ・プラットホームにおける措置 ・ データセンターを設置しており、センターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。		見直し
令和3年4月1日	II-(3)-2-③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、区域内の住民の申請により個人番号カードを交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知書送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知書及び個人番号カード省令第35条(通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正
令和3年4月1日	II-(3)-2-④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 [○]その他(通知カード及び交付申請者の送付先情報)	・業務関係情報 [○]その他(個人番号通知書及び交付申請者の送付先情報)	事後	法令改正

令和3年4月1日	Ⅱ-(3)-2-④記録される項目 その妥当性	・ その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・ その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付 並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正
令和3年4月1日	Ⅱ-(3)-3-③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正
令和3年4月1日	Ⅱ-(3)-3-⑤使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号関係事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正
令和3年4月1日	Ⅱ-(3)-5 提供先1-①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正
令和3年4月1日	Ⅱ-(3)-5 提供先1-②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条に基づく委任を受け、通知カード及び個人番号カード交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正
令和3年4月1日	Ⅱ-(3)-5 提供先1-⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法令改正
令和3年4月1日	Ⅱ(別添1)特定個人情報 ファイル記録項目(2)本人確認 情報ファイル		37 旧氏 漢字、38 旧氏 外字数、39 旧氏 ふりがな、40 旧氏 外字変更連番	事後	法令改正

令和3年4月1日	Ⅱ（別添1）特定個人情報 ファイル記録項目（3）送付先 情報ファイル		62 旧氏 漢字、63 旧氏 外字数、64 旧氏 ふりがな、65 旧氏 外字変更連番、66 ローマ 字 氏名、67 ローマ字 旧氏	事後	法令改正
令和3年4月1日	Ⅲ-(2)-5特定個人情報の提供・ 移転におけるその他のリスク およびそのリスクに対する 措置	2 誤った情報を提供することへの リスク措置 ・ システム上、紹介元から指定 された検索条件に基づき得た 結果を適切に提供することを 担保する。	2 誤った情報を提供・移転する ことへのリスク措置 ・ システム上、紹介元から 指定された検索条件に基づき 得た結果を適切に提供・移 転することを担保する。		見直し
令和3年4月1日	Ⅲ-(2)-5特定個人情報の提供・ 移転におけるその他のリスク およびそのリスクに対する 措置	3 誤った相手に提供・移転して しまうリスクへの措置 ・ 相手方(都道府県サーバ)と 市町村CS間の通信では相互 認証を実施するため、認証 できない相手方への情報 提供はされないことが システム上担保される。	3 誤った相手に提供・移転して しまうリスクへの措置 ・ 相手方(個人番号カード 管理システム)とCS間の 通信では相互認証を実施 するため、認証できない 相手方への情報の提供は されないことがシステム 上担保される。		見直し
令和3年8月1日	I-5-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定 個人情報の提供の制限)	・番号法第19条第8号(特定 個人情報の提供の制限)	事後	法令改正
令和3年8月1日	Ⅱ-5-提供先1-⑤提供する 情報の対象となる本人の 範囲	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正
令和3年8月1日	Ⅱ-5-提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象と なる本人の範囲	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号 ※特定個人情報の提供に 関する規則を除く。	事後	法令改正
令和3年10月1日	I-4. ②法令上の根拠	削除 102(20)、103(51)、119(59 の3)	追加 107(54)、117(59の2の3)、 120(59の3)	事後	法令改正

令和4年3月7日	I-1. ②事務の内容	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号、以下「個人番号カード省令」という。)第35条の規定により機構に事務の一部を委任する。</p> <p>そのため、当該事務については、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号、以下「個人番号カード命令」という。)第35条第1項(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)の規定により機構に事務の一部を委任する。また、同命令第36条第1項及び第2項(機構への通知)の規定により委任事務及び機構が行う事務に対して提供する。</p> <p>そのため、当該事務については、機構に対する通知を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	法令改正
令和4年3月7日	I-2. システム1 ②システムの機能	<p>6 個人番号の通知 個人番号の通知等に必要な個人情報を事務を委任する機構へ送信する。</p> <p>7 個人番号カードの交付 個人番号カードの作成委任先である機構から個人番号カードを受領し、当該本人等に交付する。</p>	<p>6 個人番号の通知 個人番号の通知等に必要な個人情報を機構へ送信する。</p> <p>7 個人番号カードの交付 機構から個人番号カードを受領し、当該本人等に交付する。</p>	事後	法令改正
令和4年3月7日	I-2. システム3 ②システムの機能	<p>4 利用者管理機能 ICカード(住基ネットICカード)、IDカード(市民カード、印鑑登録証)の発行や暗証番号の登録等、カード情報の管理を行う。</p>	<p>4 利用者管理機能 ICカード(個人番号カード)、IDカード(市民カード)の暗証番号の登録等、カード情報の管理を行う。</p>		誤記修正
令和4年3月7日	I-2. システム4 ②システムの機能	<p>7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、</p>	<p>7 送付先情報通知 機構による個人番号の通知に係る事務において、</p>	事後	法令改正
令和4年3月7日	I-4. 法令上の根拠	<p>・ 第21条(住民としての地位の変更に関する届出の原則)</p>	<p>・ 第21条の4(住民としての地位の変更に関する届出の原則)</p>	事前	法令改正
令和4年3月7日	II-(1)-3 ⑤使用方法	<p>2 本人への個人番号の通知(個人番号通知書の発行を委任する機構への情報提供)</p>	<p>2 本人への個人番号の通知(個人番号通知書の発行を行う機構への情報提供)</p>	事後	法令改正
令和4年3月7日	II-(1)-5. 提供先1 ③提供する情報 II-(1)-5. 移転先1 ③移転する情報		<p>「(別紙1)提供先一覧」に記載</p>		誤記修正

令和4年3月7日	Ⅱ－(1)－5. 提供先1 ③提供 する情報 Ⅱ－(1)－5. 移転先1 ③移転 する情報	「(別紙1)提供先一覧」に記載	個人番号、住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日		誤記修正
令和4年3月7日	Ⅱ－(1)－5. 提供先3		①法令上の根拠～⑦時期・頻度		追加記載
令和4年3月7日	Ⅱ－(2)－3. ⑤使用方法	・ 4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・ 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。		追加記載
令和4年3月7日	Ⅱ－(3)－2. ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知書及び個人番号カード省令第35条(通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号カード命令第36条第1項及び第2項(機構への通知)の規定に基づき、送付先住所等の情報を機構への通知する。	事後	法令改正
令和4年3月7日	Ⅱ－(3)－2. ④記録される項目 その妥当性	機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	機構に対し、個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し、機構が処理する事務)及び第23条の3(個人番号カードの発行)の規定に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、同命令第36条第1項及び第2項(機構への通知)の規定により個人番号カード券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を機構への通知する必要がある。	事後	法令改正
令和4年3月7日	Ⅱ－(3)－3. ③使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し、機構が処理する事務)及び第23条の3(個人番号カードの発行)の規定に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、同命令第36条第1項及び第2項の規定により個人番号通知書等の記載事項及び交付申請書等の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正

令和4年3月7日	Ⅱ-(3)-3. ⑤使用方法	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号関係事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し、機構が処理する事務)に基づいて処理を行う機構に対し提供する	事後	法令改正
令和4年3月7日	Ⅱ-(3)-5. 提供先1 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号交付通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード命令第23条の2(個人番号交付通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)、同命令第23条の3(個人番号カードの発行)及び同命令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正
令和4年3月7日	Ⅱ-(3)-5. 提供先1 ②提供先における用途	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し、機構が処理する事務)、同命令第23条の3(個人番号カードの発行)及び同命令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づき個人番号カードの発行、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正
令和4年3月7日	Ⅲ-(1)-5、Ⅲ-(2)-3 特定個人情報の提供・移転、使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	CS端末	統合端末		文言整理
令和4年3月7日	Ⅲ-(2)-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者が作業などを行う場合は、担当職員が立ち合う。 委託事業者は、作業報告書を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者が作業などを行う場合は、担当職員が立ち合う。 委託業者は、作業報告書を提出する。 		文言整理
令和4年3月7日	Ⅲ-(1)-9、Ⅲ-(2)-9、Ⅲ-(3)-9 従業者に対する教育・啓発	(臨時・非常勤職員を含む。以下同じ)	(フルタイム・パートタイム会計年度任用職員を含む。)	事後	法令改正
令和4年3月7日	Ⅲ-(3)-8 監査	[○]内部監査	[]内部監査		誤記修正
令和4年3月7日	Ⅱ-(1)-3 ⑤使用方法	2 本人への個人番号の通知(個人番号通知書の発行を委任する機構への情報提供)	2 本人への個人番号の通知(個人番号通知書の発行を行う機構への情報提供)	事後	法令改正

令和4年3月7日	別紙1 No.2(提供先における用途)	・健康保険法(大正11年法律第70号)第106条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法(大正11年法律第70号)第106条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第137条の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第144条の日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む。)による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.3(提供先における用途)	右記を追加	・健康保険法施行規則第141条第1項の任意継続被保険者(健康保険法附則第3条第6項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。)による前納した保険料の還付の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.4(提供先における用途)	・船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第26条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	・船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第26条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務(同条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出を除く。)	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.10(提供先における用途)	・予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第16条第1項第4号又は第2項第4号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	・予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第16条第1項第4号又は同条第2項第4号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.12(提供先)	厚生労働大臣	都道府県知事	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.13(提供先における用途)	右記を追加	・地方税法第34条第1項第8号及び第314条の2第1項第8号の寡婦控除又は同法第34条第1項第8号の2及び第314条の2第1項第8号の2のひとり親控除の適用に関する事務	事前	法令改正

<p>令和4年3月7日</p>	<p>別紙1 No.14(提供先における用途)</p>	<p>右記を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法第16条第5項(同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 ・公営住宅法第27条第5項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・公営住宅法第27条第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・公営住宅法第29条第1項の明渡しの請求に関する事務 ・公営住宅法第29条第8項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 ・公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務 ・公営住宅法第30条第1項の明渡しの請求に関する事務 ・公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 	<p>事前</p>	<p>法令改正</p>
-----------------	-----------------------------	--------------	--	-----------	-------------

令和4年3月7日	別紙1 No.15(提供先における用途)	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第61条第2項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第74条の退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。)附則第78条第3項及び第79条の給付に係る申請、届出その他の行為に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号)第1条の5の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則第3条第3項において準用する同令第2条第7項の私立学校教職員共済制度の加入者被扶養者証の検認又は更新に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則第4条第2項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 	左記を削除	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.19(提供先における用途)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合法施行規則第97条第1項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員共済組合法第44条第1項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 	事前	法令改正

令和4年3月7日	別紙1 No.21(提供先における用途)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項、第3条、第4条第1項、第11条、第12条又は第13条第1項(第4条第1項及び第11条を除き、これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務若しくは第3条(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項、第3条、第4条第1項、第11条、第12条又は第13条第1項(第4条第1項及び第11条を除き、これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務 	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.22(提供先における用途)	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)に係る事実についての審査に関する事務 ・国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務 	事前	法令改正

令和4年3月7日	別紙1 No.24 (提供先における用途)	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・同法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 ・同法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の明渡し請求に関する事務 ・同法第29条第1項において準用する公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 ・同法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法(以下「旧公営住宅法」という。)第12条第1項の家賃の決定に関する事務 ・同法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項(旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。)の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・同法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第2項の割増賃料の徴収に関する事務 ・同法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の割増賃料の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務 ・住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の4前段のあっせん等に関する事務 	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.25 (提供先における用途)	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の5の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 	事前	法令改正

令和4年3月7日	別紙1 No.26(提供先における用途)	・地方公務員等共済組合法施行規程第102条第1項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務	・地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第47条第1項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第102条第1項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.34(提供先における用途)	・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条の3第1項の未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条の3第1項(同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。)の未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.37(提供先における用途)	右記を追加	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第30条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.39(提供先)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第32条2項に規定する存続組合又は同法附則第48条1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号附則第32条2項に規定する存続組合又は同法附則第48条1項に規定する指定基金	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.40(提供先における用途)	・介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第83条の6(同令第97条の4において準用する場合を含む。)の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	・介護保険法第51条の3第1項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に係る事務 ・介護保険法第61条の3第1項の特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	法令改正

令和4年3月7日	別紙1 No.42(提供先)	都道府県知事	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.42(提供先における用途)	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.44		削除	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.45		削除	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.46(提供先における用途)	右記を追加	・独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条第1項の学資貸与金の貸与又は同法第17条の2第1項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.47(提供先における用途)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第43条の5第6項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する場合に支給するものに限る。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	法令改正

令和4年3月7日	別紙1 No.52(提供先における用途)	・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る認定に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 ・子ども・子育て支援法第22条の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・子ども・子育て支援法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更に関する事務 ・子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務 ・子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の7の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.53(提供先)	右記を新設	厚生労働大臣	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.53(法令上の根拠)	右記を新設	番号法別表第2項番117	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.53(提供先における用途)	右記を新設	<ul style="list-style-type: none"> ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による給付に係る申請、届出その他の行為に係る事実についての審査に関する事務 	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.	53	54	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙1 No.54(法令上の根拠)	番号法別表第2項119	番号法別表第2項120	事前	法令改正

令和4年3月7日	別紙2 No.1(移転先における用途)	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務 ・児童福祉法第24条第4項から第6項までの措置に関する事務 	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.4(移転先における用途)	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)附則第18条の2の予防接種証明書の交付に関する事務 	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.6(移転先における用途)	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.8		削除	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.9		削除	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.10		削除	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.13(移転先における用途)	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第76条第1項若しくは第2項の保険料の徴収又は同条第3項の保険料の賦課に関する事務 	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.14(移転先における用途)	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法による給付の支給に関する事務 ・国民年金法による保険料その他徴収金に関する事務 	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.16(移転先における用途)	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10第1項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務 ・災害対策基本法第49条の14第1項の個別避難計画の作成に関する事務 ・災害対策基本法第90条の2第1項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 	事前	法令改正

令和4年3月7日	別紙2 No.23(移転先における用途)	右記を追加	・母子保健法第22条第2項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.25(移転先における用途)	・児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	・児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第2項の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.26(移転先における用途)	右記を追加	・高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項の高齢者保健事業又は同条第5項の事業の実施に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.30(移転先における用途)	右記を追加	・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による受給資格者証に関する事務 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第16条の2第1項の未支払の特別障害給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	事前	法令改正
令和4年3月7日	別紙2 No.31(移転先における用途)	右記を追加	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務	事前	法令改正

<p>令和4年3月7日</p>	<p>別紙2 No.32(移転先における用途)</p>	<p>・子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務</p>	<p>・子ども・子育て支援法第22条若しくは同法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ・子ども・子育て支援法第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の11の子育てのための施設等利用給付に係る支給に関する事務</p>	<p>事前</p>	<p>法令改正</p>
-----------------	-----------------------------	--	---	-----------	-------------

<p>令和4年3月7日</p>	<p>別紙2 No.33(移転先における用途)</p>	<p>・年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)第37条の資料の提供等の求めに関する事務</p>	<p>・年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による給付の支給及び当該給付の受給権者に係る請求等(請求又は届出をいう。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律による給付の支給に関する事務 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による過誤払いによる返還金又は徴収金に関する事務 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第37条の資料の提供等の求めに関する事務</p>	<p>事前</p>	<p>法令改正</p>
-----------------	-----------------------------	---	---	-----------	-------------